

平成29年度屋久島町における鳥獣被害防止対策

(1) 鳥獣被害防止対策

国の補助事業（緊急捕獲活動支援事業）を活用して、集中的な捕獲活動を実施することにより野生鳥獣の個体数抑制を図った。また、「被害防止対策の推進」など、効果的な被害対策に取り組んだ。

(2) 担い手育成支援

狩猟者の減少・高齢化が進んでいることから、新規狩猟免許取得者へ取得費の助成を実施した。また、わなの新規免許取得者に対し、捕獲器（くくりわな）を配布した。

平成29年度新規狩猟免許取得者：9名

(3) 猿友会による捕獲強化

各公民館長から被害報告があった場合は、被害発生の事実を確認し、猿友会に捕獲依頼をして、銃器を使った集中捕獲を実施した。

(4) 被害防除の取り組み

●サル・シカ

①侵入防止柵（鳥獣被害対策実践事業）

広報誌等により要望調査を実施したが、事業実施に係る採択条件を満たす圃場がなかったため未実施。

②獣害ネットの購入に対する補助（補助率1／3：上限1万円）

申請件数：1件

補助金額：1, 500円

●ヒヨドリ

①防鳥網及びサンテの購入に対する補助（補助率1／3：上限3万円）

申請件数：2件

補助金額：33, 600円

(5) 捕獲補助金について

①有害鳥獣捕獲対策事業（町単事業）【②に該当しない場合】

鳥獣名	捕獲補助金（単価）	備考
サル	7, 000円	
シカ	5, 000円	
タヌキ	3, 400円	
カラス	400円	

②鳥獣被害対策事業（緊急捕獲活動支援事業）

国の交付金事業（緊急捕獲活動支援事業）を活用し、捕獲強化を図った。

補助単価

鳥 獣 名	緊急捕獲分（単価）	備 考
サ ル	8, 000円	①の単価を3千円減額して上乗せ
シ カ	8, 000円	①の単価を3千円減額して上乗せ
タヌキ	1, 000円	

（6）農作物被害状況調査について

屋久島環境文化財団からの支援金を活用し、北部地区、南部地区にそれぞれ1名を調査員として配置し被害調査を行い、今後の被害対策のための情報収集を行った。

（7）安全対策について

集落内の集中捕獲については、町の防災無線及び集落内放送により注意喚起を行い、安全対策を講じた。

捕獲従事者に対しては、捕獲活動における法令遵守や安全確保等について指導を行った。また、わな設置場所の案内板を作成し、従事者へ配布し、更なる安全対策を講じた。

（8）捕獲後の適正処理について

計画していた島外業者での捕獲個体の処分については、法的な拘束により実現できなかつたが、埋設される個体を減らして環境への負担軽減を図るため、引き続き関係機関と協議を進めて行く。

（9）関係機関一体となった取り組み

「屋久島国有林内におけるシカ対策推進協定」に基づき、4者で連携して国有林内及び民国境での捕獲強化に取り組んだ。

今後も事故の防止のための安全対策の徹底を図りながら、国・県・町・集落が一体となった対策を実施する。